

## 独自基準に係る関係省令の該当条文

※ 複数の省令が該当する場合には、そのうちの1つの省令のみを例として掲載しています。

### (1) 保育所の居室面積等に関するもの

#### 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

##### (設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

##### (職員)

第三十三条 第1項省略

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(略)である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(略)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上)、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

### (2) 特別養護老人ホーム等の居室定員に関するもの

#### 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号)

##### (設備の基準)

第十一条 (第一項から第三項まで略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
  - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

### (3) 指定介護保険施設等の記録の保存に関するもの

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

##### (記録の整備)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) 指定障害者福祉施設等の記録の保存に関するもの

**障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十二号)**

(記録の整備)

第五十六条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十七条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 二 施設障害福祉サービス計画
- 三 第三十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第四十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 第五十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第五十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 災害対策に関するもの

**特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準  
(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号)**

(非常災害対策)

第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)**

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。